

ICCLC NEWS

財団法人国際民商事法センター
第20号 2004年2月

HEAD LINE

<中国民法典編纂に向けての日中共同研究会シンポジウム報告>

中国は市場経済化の推進に伴い民法関係の諸法律を必要性に応じこれまで個別に制定してきておりましたが、これを体系的に集大成し、民法典として編纂する作業が関係機関により取進められております。

この一翼を担っております国務院社会科学院法学研究所から長年にわたり交流を続けています森嶽昭夫教授（地球環境戦略研究機関理事長、当財団評議員）を初めとする日本の民法学者に民法典編纂に関する立法上の諸問題について共同研究による協力の要請があり、平成15年度から具体的な活動が開始されました。

この共同研究の発表及び意見交換の場として、平成15年10月に両国関係者による第1回シンポジウムが北京において開催され、当財団は日本側から参加された日中比較民法研究会（代表 森嶽教授）のメンバーの参加費用の一部を支援しました。

本号では、このシンポジウムの模様や、中国民法典編纂の状況等について、参加メンバーのお一人である東亜大学畠中久彌助教授に報告書をまとめていただきましたので、ご一読下さい。

目次	1. 日中比較民法研究会とシンポジウムまでの足取り	2
	2. シンポジウムの様子	2
	3. 中国の市場経済と民法典の意義—民法典の起草と民法総則について—	4
	4. 民法をめぐる日中学術交流の意義	5
	5. 今後の展望	6
	*資料*中国における法律関係の学会	8



開会挨拶 左から、新美育文先生、森嶽昭夫先生、王家福先生、孫憲忠先生

中国民法典編纂に向けての日中共同研究シンポジウム報告

日中比較民法研究会事務局
東亜大学助教授 畑中久彌

去る10月5日と6日、北京にて「日中21世紀民法発展問題シンポジウム」が開催されました。これは、日本と中国の研究者が中心となって、中国の民法を検討しようとするものです。日中比較民法研究会と中国社会科学院法学研究所が主催し、名古屋大学の文部科学省科学研究費(特定領域研究補助金)と国際民商事法センターから支援を頂きました。

この共同研究は、法学研究所の王家福教授より、中国民法典の立法作業が大詰めを迎えておりにもかかわらず、最終的な整理ができずにより、日本側の民法研究者との共同研究を行い、中国民法典の立法の参考にしたいとの意見が出され、森嶽昭夫教授が応諾したところから具体的な活動が始まりました。

今回のシンポジウムは、共同研究の第1回目のシンポジウムとなるものでした。日中双方とも活発に意見を交流し、共同研究の発展のための貴重な一歩を築くことができました。

1. 日中比較民法研究会とシンポジウムまでの足取り

日中比較民法研究会は、森嶽昭夫教授(地球環境戦略研究機関)を代表とし、池田真朗教授(慶應大学)、内田勝一教授(早稲田大学)、浦川道太郎教授(早稲田大学)、岡孝教授(学習院大学)、新美育文教授(明治大学)、能見善久教授(東京大学)、野村豊弘教授(学習院大学)、松本恒雄教授(一橋大学)、山本豊教授(上智大学)、畠中久彌(東亜大学助教授)をメンバーとしています。各メンバーは、これまでJICAによる法整備支援や文科省科学研究費助成研究などを通じて、アジア諸国における民法典の立法に関心を寄せてきました。

このような中、中国社会科学院法学研究所と20年来の研究交流を重ねてきた森嶽教授と新美教授が訪出し、2002年12月、中国側より共同研究の提案を受けました。私たちは翌1月に研究会を発足させるとともに、研究計画を立て、中国側との調整を行いました。その結果、全体を3年計画とし、2003年度は民法総則、2004年度は物権法、2005年度は債権法を主たる対象領域として共同研究を進めることができました。これを受けて、日本側では、2月に中国民法草案最新版の翻訳に取りかかり、3月には民法総則編を完了して、その内容の検討に入ることとしました。

その後、中国でSARSが流行したために、共同研究は一時停滞しましたが、6月にSARSが収束したことを見て、それまでの共同研究の成果を発表する機会として、シンポジウムを北京で開催することになりました。

2. シンポジウムの様子

(1) 北京の様子

今回のシンポジウムは、北京深セン大厦というホテルで開催されました。北京の発足は周の時代にさかのぼりますが、このホテルは、当時の北京の中心という、ゆかりある場所に位置しています。ホテルの近くには北京の発足を記した石碑があり、私たちはシンポジ

ウムの合間にそこに案内してもらいました。気候も涼しく一ちょっと乾燥気味ではありましたが一過ごしやすい快適な日々でした。

この時期、北京は国慶節の真っ最中で、中華人民共和国の建国を祝う行事があちこちで行われていました。私たちはシンポジウムの後、天安門広場をたずねたのですが、広場や付近の道路には人々が溢れかえっていました。天安門広場がライトアップされており、地方からの観光客（と思われる人々）も多くいたりと、人々の活発な活動を目の当たりにすることになりました。

また、北京はオリンピックを控え、各所で工事が行われていました。マンションをはじめ、高層ビルが整然と立ち並ぶ区画がある一方、路地にはいると工事中で、足場があまりよくない場所もあるという具合で、活発な開発の真っただ中にいるという印象を受けました。

そのほか、自動車の数が飛躍的に増え、便利になる一方、交通渋滞や大気汚染が深刻化しつつあるようでした。交通事情については、もう一つ印象に残りました。小さな星のついたタクシーです。これは優良なタクシーを示すものですが、なんと2000台に1台という割合で選別されるということです。私も乗車したのですが、たしかに運転手の対応といい運転技量といい、その看板に偽りなしと実感しました。

（2）中国社会科学院法学研究所

日本側の研究会は先に述べた通りですが、中国側は主に社会科学院法学研究所がシンポジウムの準備を担当しました。王家福教授が総責任者となり、孫憲忠教授、于敏教授を中心となって、さらに社会科学院の若手が事務局に加わりました。懇切丁寧な対応がとても印象的でした。

北京の社会科学院は1958年に設立されました。その後、活動が停滞する時期があったものの、1978年には回復し、法学研究所は今では国務院直属の最大のシンクタンクとなっているようです。同研究所は、法律の総合的研究をはじめ、司法制度の確立や法整備を進めています*。

私事になりますが、孫先生と于先生が以前来日された際、一度お目にかかったことがあります。かなり前のことでのことで、また当時お会いした時間はほんのわずかだったのですが、両先生とも私のことを覚えていて下さり、感激した次第です。

* 「座談会 最新・中国法律事情」 ジュリスト705号（1979年）97頁

「特別インタビュー 中国社会科学院 劉海年教授・肖賢富教授に聞く」 法学セミナー（1995年）110頁

（3）シンポジウムの活況

シンポジウムは、5日、6日とも、朝9時から昼食をはさんで5時まで行われました。まず中国側の代表として王教授、日本側の代表として森嶽教授の挨拶があり、それに引き続いて、日中双方の報告とそれを受けた討論が行われました。これらはすべて同時通訳でなされましたので、正味これだけの時間にわたって、報告と討論が行われることになりました。

このシンポジウムは、きわめて注目されたものとなりました。参加者の数の多さはもとより、非常に幅広い地域と機関からの参加が得られました。

今、手元にある参加者名簿から引用しますと、社会科学院をはじめ、全国人代法制工作

委員会、全国人代法律委員会、最高人民法院裁判官大学、最高人民法院、最高人民法院民事裁判庭、最高人民法院研究室、國務院法制弁農林水產司、国家工商管理局法律局、中国建設銀行法律部、北京大学、人民大学、法政大学、黒竜江大学、吉林大学、山東大学、煙台大学、復旦大学、上海財経大学、華東政法学院、アモイ大学、江西大学、南京大学、安徽大学、鄭州大学、中南財経政法大学、武漢大学、湖南大学、中山大学、西南政法大学、重慶大学、四川大学、西南財経大学、西北政法学院、欄州大学、東南大学、澳門大学、華僑大学、精華大学、北京工商大学、対外貿易大学、北京化工大学文法学院、中南科技大学、という具合です。さらに、北京に留学している日本人学生の方々の参加もあり、いろいろと留学事情を伺うことも出来ました。

報告においても、若手からシニアまで、非常に多くの方が報告しました。日本側参加者5名と中国側14名の報告があり、民法典の立法方針と民法総則の諸問題について、様々な角度から検討が加えられました。

また、質疑の時間には発言が相次ぎ、活発な議論が展開されました。時に激しい討論になることもありましたが、それだけ民法にかける情熱が大きいことが伺われました。また、研究者の報告や発言に加えて、立法に直接携わる官僚の発言もありました。

シンポジウムの主なテーマとなったのは、第一に、民法典の制定が持つ意義と民法典の大まかな内容です。第二に、民法総則における主体の問題、つまり自然人と法人に関する問題です。第三に、契約や代理など、法律行為をめぐる問題です。第四に、時効その他の問題が取り上げられました。

今回、日本側からは5名が訪出し、「社会主義的市場経済と民法」（森嶌教授）、「法人制度の基本的論点について」（内田教授）、「表見代理と使用者責任」（浦川教授）、「成年後見制度の整備について」（岡教授）、「法律行為の無効－日本における最近の議論－」（新美教授）というテーマを用意し、中国側に問題提起をしました。

これに対し、中国側の報告や発言で活発な論点となったのは、まず民法典の立法方針そのものでした。また、法律行為も活発に議論されました。さらに、公法と私法あるいは公益と私益の区別をめぐる議論がたびたび登場する点も印象的でした。そのほか、日本側から見て少し意外であったのは、人格権をめぐる議論がきわめて活発であったことです。

以下において、これらの点を少し詳しく紹介したいと思います。

3. 中国の市場経済と民法の意義－民法典の起草と民法総則について－

先に述べたように、このシンポジウムでは、民法典の制定をめぐる基本方針、たとえばいかなる民法が望ましいのか、現在立法する意義は何なのかが議論の焦点となりました。とくに中国では、すでに民法通則が民事関係のルールの骨格として機能しており、また契約法に該当する合同行為の諸規定があります。中国における民法のあり方は、やはりこれらをふまえて考えられているようです。

たとえば、「民法典は大がかりなものを求めず、単純さを求めるべきだ。」といった、民法典のあり方をめぐる発言が数多くなされました。また、「民法典の起草作業が停滞しているが、1986年に制定された民法通則の改正をまず行うべきである。民法典を作る上で学理面の蓄積が不足している。通則を改正して、これを移行期として経験を積み、民法

制定に移行すればよい。単行法とあわせて10年、20年後に考えてみてはどうか」といったような、いわば民法典の制定に対する慎重な意見も見られました。

しかし、このような議論がある一方、すでに上程された民法草案を早期に成立させるべきだとの意見が強く主張されました。とりわけ、王家福教授が最後に本シンポジウムを総括されましたが、そこでは、民法草案はすでに全国人民代表大会に上程されており、その成立は具体的な日程に上った課題であること、WTOへの加盟という事情をふまえ、民法典の成立に力を尽くすべきことが強調されました。

また、中国における市場経済の進展を反映したことだと思いますが、法律行為について活発な議論がなされました。そこでは、単独行為や契約といった概念の整理にとどまらず、公益と私益の区別や契約自由とその制限が問題とされていました。また、法人についても、次のような報告がありました。「事業体は営利目的のものと公益目的のものに分かれているが、どういう基準で両者を分けるのか。人民日報はどうなるか。中国の事業体は営利か公益かはっきりしない。公益という看板を掲げて、しかし実際には営利を追求しているものもある。企業法人は外国でいえば営利法人で、日本では商法で規定されているが中国にはこれがない。」「登録していない団体が数多く生じている。その法的地位はどうなるのか。認可するのか、禁止するのか、黙認して活動を認めるのか。違法行為があれば取り消すのか。国が登録してはじめて認めるのか。これらは十分に検討すべき問題である。法律は社会の実際の問題に回答を出すべきだ」。この発言からは、公益と私益の区別や様々な団体の発生に対する問題意識が伺われますが、その背景には市場経済の進展に伴う団体活動の活発化があるのではないでしょうか。

ところで、シンポジウムでは、中国側が人格権をめぐって活発な議論を開催し、少し意外な印象を受けました。中国側の報告や発言は、人格権がいったいどのような利益を含む概念であるのか、憲法に規定するべきか、民法に規定するべきかといった点をめぐるものでした。そこでは、ドイツ法が比較の対象として引用され、その理解をめぐって議論が行われていました。この点に関する中国の実態はあまり伺われず、いくぶん抽象的、概念的な議論のようにも感じられましたが、おそらく文化大革命の経験から、個人の精神的自由の保護に配慮せざるをえないことが、背景にあるように見受けられました。たとえば、「市場経済とともに、近代社会における人権を保護するべきだ。商品経済だけでは解決できない」といった発言も聞かれました。

4. 民法をめぐる日中学術交流の意義

(1) 中国民法草案の最新状況をめぐって

中国民法草案が全人代に上程されていることは、日本でもすでに紹介されているところですが、今回のシンポジウムを通して、この草案が中国の研究者らにどのように受け止められているかが分かってきました。

シンポジウムでは、中国民法草案やその諸規定に対する中国側の議論を知ることができましたし、日本側の問題提起への回答もいくつか得ることができました。こうした議論をとりまとめていくことは、中国側にとって、民法草案をより発展させる重要な成果となりましょう。また、日本側にとっても、中国の民法草案の動向を理解し、いずれ成立する中國民法典を見きわめる上で、貴重な成果になるものと思われます。

(2) 民法典の起草に対するアプローチの交流

今回のシンポジウムで気付いたことの一つに、民法草案をめぐる中国側の議論の雰囲気ないしは傾向といったものがありました。

前述したように、中国側の参加者が度々取り上げていたテーマの一つに、人格権の議論があります。これは非常に詳細な外国法、とくにドイツ法の研究にもとづいて、緻密な議論を開展するというものでした。しかし、その一方で、この人格権もそうですが、そのほか民法総則に置かれている人の章の監護（日本の成年後見制度に対応するもの）の規定のように、中国の実情をどのように評価したうえで議論をし、規定を作っているのかが、必ずしも明らかではないという印象を受けたのも確かです。また、上程されている民法草案のどこが問題なのか、どう修正するべきなのかといった点についても、中国側の考え方を、もう一步踏み込んで日本側に提起して頂きたかったところです。そのほか、物権と債権の違いについても中国側の議論がありましたが、以上と同じような印象を受けました。

もちろん、中国側の報告や発言で、実態面をふまえたものもありました。法人制度の報告は、公益と私益の区別の難しさを豊富な例をあげて示していましたし、法律行為の無効や取消についても、実態面を意識した発言が中国側からなされました。

このような中で、日本側は折りに触れて、民法典の起草の仕方について問題提起を行いました。たとえば、民法の体系をどうするか、民法典に何をどこまで規定するか、人格権をどう規定するかといった問題は、抽象的、理念的に議論するだけでなく、裁判規範として使えるかどうか、要件効果をどう規定するか、中国社会は現在何を必要としていて、これをどう法技術的に実現するのか、輝かしい未来永劫の民法典をきめるのではなく、市場経済を進展させるための私法制度を整備することが重要なのではないかといった提案を、日本側の用意した報告や討論の中で行いました。

当地の社会がどのような要求を持っているのか、それを実現するためにどのような法制度を用意するべきか、上程されている民法草案はその観点から見てどう評価できるのか。こうした点を意識的に交流することは、中国民法典の制定にとって大きな意義を有するものと思われます。また、日本の民法学にも有益な示唆を与えるものと思われます。

こうした学術交流を積み上げていくことによって、中国民法草案と日本民法との包括的な比較研究が可能となります。これは、実務面でも研究面でも、日中双方にとってきわめて実り多いものとなるのではないでしょうか。

5. 今後の展望

今回のシンポジウムでは、民法をめぐる日中双方の問題意識や議論の到達点を交流することができました。また、中国側の広範な研究者と交流し、信頼関係を醸成することができました。こうした成果は、今後、私たち日中比較民法研究会が中国民法草案の発展に寄与していく上で、貴重な一歩となるものです。

今後は、より中国民法草案に即した議論を行い、個々の条文の長所や問題と思われる点を交流しつつ、さらに進んで、他の編の共同研究に取り組んでいくことになるでしょう。

このような取り組みを重ねていく中で、具体的には、次のような成果が得られるものと思われます。

第一に、中国民法草案の個々の条文を検討することによって、中国民法草案の発展と早期の成立に貢献することが期待されます。

第二に、この共同研究は、中国民法草案と日本民法との包括的な比較研究となるものです。これは、中国民法と日本民法の相違を明らかにするものであり、中国と取引を行うわが国の企業にも有益な情報になるのではないか、と思われます。

こうした日中双方にとっての実務上、研究上の意義を全うするべく、本研究会の取り組みの成果を具体的な形で残していきたいと考えております。



シンポジウム会場の様子：深圳大厦ホテル（北京）

資料

中国における法律関係の学会

中国における法律関係の学会を、于敏教授（中国社会科学院法学研究所）よりご教示頂きました。以下に紹介致します。

まず代表的な学会は中国法学会です。これは、1980年代初頭に設立された法学研究のための全国的な学術団体で、法学研究・教育関係者と関係組織のほとんどが会員になっています。中国法学会の会長は、主に司法関係の大蔵クラスの退官者が就任するようです。最近、会長が任建新氏（前最高法院院長（最高裁長官））から、韓抒濱氏（前最高検察院院長）に変わったとのことです。

中国法学会は、研究分野毎の学会から構成されています。各学会の会長と併せて紹介致しますと、

- ・法理（法哲学）研究会（劉翰林教授 社会科学院法学研究所研究員）
- ・憲法学研究会（張慶福教授 社会科学院法学研究所研究員）
- ・行政法学研究会（応松年教授 国家行政学院教授）
- ・民法・経済法学研究会（王家福教授 社会科学院法学研究所研究員）
- ・商法学研究会（王保樹教授 清華大学法学院教授）
- ・刑法学研究会（趙秉志教授 人民大学法学院教授）
- ・訴訟法学研究会（陳光中教授 政法大学教授）

となっています（なお、民法・経済法学研究会は近々分けられるとのことです）。

中国法学会とは別の学会として、中国法制史学会と国際法学会があります。そのほか、中国法学会と同じレベルの学会として、政治学学会、行政学学会、環境学学会などのような全国的規模の学会があります。

最後に、中国で有名な法律関係の出版社を紹介しますと、全国的で最大規模のものとして「法律出版社」があり、次いで「群衆出版社」があります。そのほか、北京大学出版社など、大学毎の出版社も法律関係の図書を出版しているとのことです。



発行日：平成16年2月25日

発行者：財団法人国際民商事法センター 事務局長 金子浩之

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第9興和ビル別館3F

TEL 03-3505-0525 FAX 03-3505-0833